

秘

石炭非常増産対策要綱に関する閣議了解事項

(三二一〇三)

昭和廿二年十月三

一 現行石炭買取価格水準の据置

石炭買取価格は、各炭鉱間における調整又は現行価格における明らかな計算の錯誤あるものについての所要の補正をなす外、一般的引上は、当分これをなさない。

此の結果若干の企業において経営不能に陥ることあるも石炭企業全体の能率向上の大局に立ち、止むを得ないものとする。

尚能率向上を促して一律買上げを目途とするストライキ又は急激な事態を生じ一時出炭減少を来すことある

も止むを得ないものとする

二 所得税についての特別措置

要領一の(一)による作業方式の移行に伴い、高籠率の坑内
直接夫及び坑内係員に対する累進控率の最正(三割五分
を超えざる累進控率の停止)並に、一定基準額(年収六万
円)を超えざる所得に対する所得税の免除を可。

三 就業規則の基準案

職場規律の確立のため、就業規則を労働協約によつて
規定せしめる場合は、政府において、此が基準案を策
定しその具體的制定を促進す。